

請 書

件 名	使用済量水器
履 行 場 所	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局本庁舎 駐車場棟倉庫
引取り期限	令和2年9月30日 まで
契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契 約 保 証 金	

上記の業務等を貴市仕様書その他の指示に基づいて受注いたします。つきましては、裏面特約条項、民法（明治29年4月27日法律第89号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）その他日本国の法令を遵守して、誠実に履行いたします。

なお、この契約の履行に関して生じた損害又は第三者に及ぼした損害を負担いたします。

また、この請書によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継いたしません。

これらに違反したとき、又はこの契約に関して不正又は不当な行為があったときは、契約を解除されても異議ありません。

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

受注者 住 所

名 称

代表者

特 約 条 項

以下の特約事項を了承し、当該契約をお請けします。

(不当介入に対する措置)

第1条 受注者は、この契約の履行に当たり堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）から暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 発注者は、受注者が発注者に対し、前項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止措置を行うことができる。

3 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 受注者として必要な資格が欠けたとき。
- (4) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (7) 受注者が、発注者の契約違反によらない理由でこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (9) 契約履行上の重過失があったとき。
- (10) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第4条 第2条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 履行期間内にこの契約の履行を完了することができないとき。
 - (2) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあつては、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第2条又は第3条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。